

施設基準の届出の経過措置期間

2018/4/1

2018/10/1

2019/3/31

2020/4/1

院内感染 防止対策

初診料 234 点・再診料 45 点

※経過措置

届出あり：初診料 237 点・再診料 48 点

届出なし：初診料 226 点・再診料 41 点

研修に係る届出書(様式 2 の 8)の提出

外来環

初診時+25 点・再診時+5 点

※経過措置

届出あり：初診時+23 点・再診時+3 点

届出なし：失効

か強診

届出あり

「か強診」として取り扱う ※経過措置

届出なし：失効

新たに「か強診」の届出を提出する

歯援診

届出あり

「歯援診 2」として取り扱う ※経過措置

届出なし：失効

新たに「歯援診 1」または「歯援診 2」の届出を提出する